

パブリック・コメントの実施結果について

案件名	提案公表期間	実施状況
ピンクビラの規制等に関する意見募集について	16年12月9日から 17年1月10日まで	提出された意見は3件でした。

提出された意見	県警察の考え方
<p>ピンクビラは若者へ悪影響を与えるばかりか、街の景観も乱す悪要因となっていることから、どんどん規制を強化してもらいたい。</p> <p>このような悪に対しては、毅然とした態度で臨むべきである。 (盛岡市居住 男性)</p>	<p>ピンクビラは、県民の皆様をはじめ、県内へ観光に訪れた方々の羞恥心を害したり、嫌悪感、不快感を与え、更には少年の健全な育成を害していることから、「公衆に著しく迷惑をかける行為の防止に関する条例」の一部改正により、取締りの強化を図りたいと考えています。</p>
<p>岩手のイメージアップのために、どんどん取締りをやった方がいい。これで少しでも住み良い環境になればいい。 (匿名)</p>	
<p>公衆電話のボックス全体にピンクビラが貼ってあるのを見て、非常に不愉快に感じている。また、ピンクビラを平然と貼っている人も見受けられる。</p> <p>青少年育成のためにも、このような行為に対しては規制を強化すべきであり、われわれ一般市民も、そのような行為に対して整然と取り組めるようにすべきである。</p> <p>今回の条例改正については賛成であり、早急に実行すべきである。 (盛岡市居住 男性)</p>	<p>同上</p> <p>なお、改正案では、何人もピンクビラを除却できるように規定しており、ご意見は、最終案の取りまとめに向けた参考とします。</p>